

自動車移転登録（名義変更）関連書類セット

本ファイルには「委任状」「譲渡証明書」「移転登録 提出書類チェックリスト」の3点を収録しています。移転登録の申請書自体（OCR第1号様式）は国土交通省・運輸支局が指定する専用用紙のため、本テンプレートには含まれません。運輸支局窓口または国土交通省の自動車検査登録総合ポータルサイトで入手してください。

■ 1. 委任状（移転登録の申請手続きを代理人に委任する場合）

委任する日	年 月 日
委任者（現在の所有者）住所	
委任者 氏名	
受任者（手続きを行う代理人）住所	
受任者 氏名	
委任事項	下記自動車の移転登録（名義変更）申請手続き一切
自動車登録番号	
車台番号	

委任者 署名・実印：

■ 2. 譲渡証明書

自動車の所有権を譲渡（売買・贈与）した事実を証明する書面です。実印の押印が必要です。

譲渡年月日	年 月 日
自動車登録番号	
車名・型式	
車台番号	
譲渡人（旧所有者）住所	
譲渡人 氏名	
譲受人（新所有者）住所	
譲受人 氏名	

私は、上記自動車を上記譲受人に譲渡したことを証明します。

譲渡人 署名・実印：

■ 3. 移転登録 提出書類チェックリスト

- 移転登録申請書（OCR第1号様式・運輸支局窓口または国交省ポータルサイトで入手）
- 自動車検査証（現在の車検証）
- 譲渡証明書（実印押印・本ファイル収録）または旧所有者の印鑑証明書付き委任状
- 新所有者の印鑑証明書（発行から3ヶ月以内が目安）
- 新所有者の保管場所証明書（車庫証明・発行から日が浅いものが望ましい。詳細は「保管場所使用承諾証明書テンプレート」を参照）
- 旧所有者の委任状（旧所有者が窓口へ行かない場合・実印）
- 新所有者の委任状（代理人が申請する場合・本ファイル収録）
- 手数料納付書（登録手数料）
- 自動車税・自動車重量税に関する書類
- ナンバープレート（管轄運輸支局が変わる場合は現在のプレートを持参）

道路運送車両法第13条第1項により、所有者の変更があった日から15日以内に移転登録の申請が必要です。正当な理由なく申請をしない場合、同法第109条第2号により50万円以下の罰金の対象となります。

【法的根拠】道路運送車両法第13条（移転登録・15日以内の申請義務）・第109条第2号（申請懈怠に対する罰則＝50万円以下の罰金）

自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項（保管場所証明書の提出義務）

出典: e-Gov法令検索 道路運送車両法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC0000000185> / 車庫法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=337AC0000000145>

必要書類は個別のケース（相続・法人間譲渡・住所変更を伴う場合等）により異なります。詳細は管轄の運輸支局へ事前確認してください。

本書は一般的な情報提供を目的とするテンプレートです。法的助言を構成するものではありません。

様式は事業者・自治体・警察署ごとに指定書式がある場合があります。提出前に必ず提出先へご確認ください。